

# 令和8年度“みる”スポーツの拡大事業業務委託 仕様書

## 1 業務名称

令和8年度“みる”スポーツの拡大事業業務委託

## 2 業務目的

令和7年7月に策定した「しずおかスポーツ産業ビジョン」に基づき、“みる”スポーツを起爆剤に、その効果を地域スポーツ振興に波及させる好循環を創出するため、県民(子ども)への複数競技を横断したスポーツ観戦機会を提供し、県民関心の拡大を図るとともに、スポーツ観戦人口の拡大による地域経済の活性化を図る。

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月24日(水)まで

## 4 業務概要

- ・ 県内(プロ)スポーツ観戦機会の提供
- ・ 体験コンテンツ等(選手交流・スタジアム見学・ユニフォーム配布等)の提供

## 5 業務内容

次の業務を企画、調整及び実施すること(区分AとBは連携して実施すること)。  
なお、経費の支出に当たっては、「7 委託事業費に係る留意事項」に留意すること。

区分	内容
A 県内(プロ) スポーツ観戦 機会の提供	(1) チケットの確保及びパッケージ商品の造成 ・ スポーツチームと連携しチケットを確保 ・ 確保したチケットを基にパッケージ商品を造成 ・ パッケージ商品は必ず2種目以上の競技を含めること。 (2) 県民(子ども)への販売 ・ 本業務委託における販売対象者は18歳未満とすること。 (18歳以上を対象に同時販売することは可とする) ・ チケット申込フォームの構築及び販売、申込者の情報管理 (3) チケットの配布 ・ コンテンツ提供者と連携し、電子又は紙で配布 (4) 集客広報 ・ 観戦意欲向上のための広報物作成及び配布
B 体験コンテン ツ等の提供	(1) 体験コンテンツ等の造成 ・ チケット購入者の観戦意欲を高めるコンテンツの造成 ・ 種目ごとにコンテンツを造成 (例)選手交流会開催、ユニフォーム配布、シャトルバスの運用等 (2) 体験コンテンツ等の提供 ・ チケット購入者を対象に提供 ・ スポーツチームと連携し円滑に行うこと。 (3) 事後アンケートの実施 ・ プログラム体験者を対象にアンケートを実施 ・ 体験コンテンツの感想だけでなく、チケット購入の理由や今後の購入意欲についても確認すること。

R 8 取組目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パッケージ商品造成数：5パッケージ相当以上</li> <li>・チケット販売数：5,000人(延べ15,000人)相当以上</li> <li>・チケット購入者全員に対し、体験コンテンツ等を提供</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下に記載するチーム以外(アジア競技大会等のスポーツ大会等)の連携・協力も可とする</li> <li>・県と2週間に1度定例会を実施(開催時期は別途協議)</li> <li>・その他、必要に応じて打合せを実施</li> </ul>	
納品物	企画書	パッケージ商品内容(開催日、種目等、体験コンテンツ内容)
	実績報告書	チケット販売数、購入者データ(年齢・住所・購入回数等)、開催時の資料及び写真
	その他	県が指示したもの

## 6 スポーツチーム連絡先

チーム名	担当者名	連絡先
藤枝MYFC		<p>プロポーザル参加希望の事業者様には、各スポーツチームの担当者情報を個別にお伝えしますので、以下担当宛てに御連絡ください。</p> <p>&lt;担当者&gt; 静岡県スポーツ振興課 栗倉</p> <p>&lt;連絡先&gt; 054-221-2504 sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp</p>
ベルテックス静岡		
東レアローズ静岡		
静岡ブルーレヴズ		
ブレス浜松		
静岡ジェード		
ハヤテベンチャーズ静岡		
アザレア・セブン		
レバンテフジ静岡		
富士山静岡レーシング		
チームブリヂストンサイクリング(HPCJC-BRIDGESTONE ANCHOR)		

## 7 委託事業費に係る留意事項

経費の支出に当たっては、以下の事項に留意すること。なお、帳簿等を作成し、領収書等と合わせて5年間保管すること。

科目		対象経費
人件費		本業務に直接従事する職員等の労務費 ※日報等により、当業務に従事した日数等を確認できるようにすること。
事業費	旅費	職員、講師、選手等の出張旅費
	会場費	試合会場や会議室に係る経費、お茶代等
	謝金	講師、選手等の謝金
	借上料	業務に必要な機械器具やバス等のレンタル・リース料等 ※業務に必要な機械・機器については購入は避け、レンタル・リース等により調達すること。
	外注費	受託者が直接実施できないもの等、他の事業者が発注するために必要な経費
	その他諸経費	上記以外の費用であって、委託業務に必要なイベント経費や印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等
再委託費		受託者が業務の一部を第三者に委託するために必要な経費
一般管理費		委託契約締結時に条件に基づいて一定割合（10%以内）の支払を認められた間接経費

## 8 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

## 9 秘密保持

### (1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た県、スポーツチーム、企業及び県民等の秘密を他に漏らしてはならない。

### (2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託事業を履行する上で個人情報を取扱う場合は、静岡県個人情報保護条例(平成14年10月25日静岡県条例第58号)を遵守しなければならない。

## 10 その他

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、委託者等との連絡体制を緊密に行うため、専属の担当者を置くこと。
- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。

- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的な打合せにより協力・調整を行うこと。
- (5) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (6) 製作物の著作権は委託者に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 個人情報、企業情報等の管理に当たっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。
- (8) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公明性を確保して業務に当たること。

## 11 問い合わせ先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号：054-221-2504

FAX番号：054-221-2980

電子メール：sports-shinko@pref.shizuoka.lg.jp